

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 徴収事務及び収納事務の委託【市民文化スポーツ局文化部長崎街道木屋瀬宿記念館】 2
- 徴収事務及び収納事務の委託【総務局女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課】 3
- 徴収事務の委託【産業経済局総務政策部産業政策課】 4
- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】 5
- 収納事務の委託【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】 11
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 12
- 収納事務の委託【企画調整局政策部企画課】 13

### ◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【総務局総務部総務課】 14
- 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の認可及び変更認可に係る図書の写しの縦覧【建築都市局折尾総合整備事務所工事課】 17
- 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（2件）【建築都市局折尾総合整備事務所工事課】 18
- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 20
- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】 24

北九州市告示第 1 7 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館における陳列品の観覧料の徴収事務及び物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成 3 1 年 4 月 1 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館運営協議会 理事長 山田靖	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目 1 6 番 2 6 号	平成 3 1 年 4 月 1 日 から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第177号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立男女共同参画センター並びに北九州市立東部勤労婦人センター及び北九州市立西部勤労婦人センターにおける使用料及び物品貸付料の徴収事務並びに物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月15日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム	北九州市小倉北区大手町11番4号	平成31年4月1日から同年6月30日まで

北九州市告示第 178 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立商工貿易会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 4 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州商工会議所	北九州市小倉北区紺屋町 13 番 1 号	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 179 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 4 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立総合体育館 北九州市立若松体育館 八幡東体育館 北九州市立折尾スポーツセンター 北九州市立鞆ヶ谷競技場 高炉台球場 都島球場 北九州市立若松武道場	公益財団法人北九州市スポーツ協会 会長 高田寿一郎	北九州市八幡東区八王寺町 4 番 1 号	平成 31 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
北九州市立新門司庭球場 北九州市立新門司運動場 北九州市立新門司球技場	特定非営利活動法人北九州フットボールクラブ 理事長 岡村武之	北九州市門司区新門司北二丁目 6 番 2 号	
北九州市民球場 三萩野球場	北九州野球株式会社 代表取締役社長 田中亮一郎	北九州市小倉北区三萩野二丁目 10 番 1 号	

<p>桃園球場  桃園運動場  桃園庭球場  桃園市民プール  (室内)  北九州市立大谷球場  的場池体育館  的場池球場  ひびきコスモス運動場  北九州市立若松庭球場  北九州市立若松球場  北九州市立若松球技場</p>	<p>株式会社スピナ  代表取締役 松尾利浩</p>	<p>北九州市八幡東区  平野二丁目11番1号</p>
<p>文化記念プール  文化記念公園管理棟  文化記念運動場</p>	<p>九州林産株式会社  代表取締役社長 古賀稔久</p>	<p>福岡市南区野間三丁目7番20号</p>
<p>北九州市立新門司体育館  北九州市立門司体育館</p>	<p>コナミスポーツ・日本管財共同事業体 共同事業体代表者 株</p>	<p>東京都品川区東品川四丁目10番1号</p>

<p>北九州市立小倉北 体育館 北九州市立小倉南 体育館 門司球場 北九州市立門司青 少年体育館 大里柔剣道場 北九州市立門司弓 道場 北九州市立小倉南 庭球場 北九州市立新門司 温水プール 大里プール 和布刈塩水プール</p>	<p>株式会社コナミス スポーツクラブ 代表取締役 落 合 昭</p>		
<p>本城陸上競技場 本城運動場 本城球場</p>	<p>スポーツパーク パートナーズ本 城共同事業体 代表 日本体育 施設株式会社 九州営業所 所 長 神倉正法</p>	<p>福岡市南区大池一 丁目 2 3 番 1 5 号</p>	
<p>北九州市立浅生ス ポーツセンター</p>	<p>戸畑スポーツコ ミュニティ共同 事業体 代表 株式会社オリエ ンタルコンサル タンス北九州事 務所 所長 重</p>	<p>北九州市小倉北区 砂津二丁目 1 1 番 2 3 号</p>	

	中一人	
北九州スタジアム	株式会社ウインドシップ北九州 代表取締役 山本泰弘	北九州市小倉北区 米町二丁目2番1号
北九州市立門司庭球場 田野浦庭球場	門司庭球協会 会長 柗山幸志郎	北九州市門司区清見一丁目17番12-104号
北九州市立門司弓道場	大里弓道場会運営委員会 会長 米谷和幸	北九州市門司区大里東一丁目4番8号
北九州市立門司青少年体育館	門司青少年体育館運営委員会 委員長 吉永高敏	北九州市門司区東門司一丁目1番24号
大里柔剣道場	大里柔剣道場運営委員会 委員長 中島慎一	北九州市門司区不老町一丁目1番4号
勝山弓道場	勝山弓道場運営委員会 会長 杉原義勝	北九州市小倉北区域 城内4番
北九州市立小倉北柔剣道場	小倉北柔剣道場運営委員会 会長 倉本賢一	北九州市小倉北区 田町14番19号
三萩野体育館	特定非営利活動法人 北九州市レクリエーション協会 会長 柏木康彦	北九州市小倉北区 三萩野三丁目3番1号
三萩野庭球場	三萩野庭球場運	北九州市小倉北区

	営委員会 会長 玉木明和	三萩野三丁目3番 2号
北九州市立曾根体 育館	曾根体育館運営 委員会 会長 上村律藏	北九州市小倉南区 下曾根四丁目22 番2号
文化記念庭球場	文化記念庭球場 運営委員会 会 長 鍋島幸次	北九州市小倉南区 田原五丁目1番
北九州市立小倉南 武道場	小倉南武道場運 営委員会 会長 園田和則	北九州市小倉南区 徳力二丁目10番 1号
紫川河畔庭球場	紫川河畔体育施 設運営委員会 会長 久留島慶 子	北九州市小倉南区 徳力新町一丁目1 番8号
吉田太陽の丘庭球 場	太陽の丘公園管 理運営委員会 会長 安藤多寿	北九州市小倉南区 中吉田二丁目10 番
北九州市立城野体 育館	城野体育館運営 委員会 会長 尾崎継夫	北九州市小倉南区 八幡町34番1号
北九州市立若松武 道場	若松武道場弓道 場管理委員会 会長 吉竹康年	北九州市若松区古 前一丁目1番2号
北九州市立八幡東 柔剣道場	八幡東柔剣道場 運営委員会 会 長 日名子 公	北九州市八幡東区 尾倉二丁目8番3 4号
桃園弓道場	桃園弓道場運営 委員会 会長	北九州市八幡東区 桃園三丁目1番4

	濱田 實	号
北九州市立香月スポーツセンター 香月中央庭球場 香月中央運動場	特定非営利活動法人香月・千代スポーツクラブ 会長 陣内祥充	北九州市八幡西区 香月西四丁目1番1号
北九州市立八幡西柔剣道場	八幡西柔剣道場運営委員会 会長 岡田 滋	北九州市八幡西区 則松七丁目16番45号
北九州市立黒崎体育館	黒崎体育館運営委員会 会長 平山緑祐	北九州市八幡西区 藤田四丁目1番1号
的場池弓道場	的場池弓道場運営委員会 会長 篠原邦彦	北九州市八幡西区 的場町1番2号
北九州市立城山体育館 北九州市立城山庭球場 北九州市城山球場	城山体育施設運営委員会 会長 池野憲介	北九州市八幡西区 屋敷二丁目14番1号

北九州市告示第180号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月15日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
一般財団法人北九州市 母子寡婦福祉会	北九州市戸畑区汐井町 1番6号	平成31年4月1日か ら同年6月30日まで

北九州市告示第181号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成31年4月15日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 形質変更時要届出区域の所在地  
北九州市小倉南区大字朽網3914番58の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
セレン及びその化合物、砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
セレン及びその化合物、砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第58条第5項第10号から第13号までの該当性  
規則第58条第5項第12号（埋立地管理区域）に該当

北九州市告示第182号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、「元気発進！北九州」プラン、第55回北九州市統計年鑑平成30年版、大都市比較統計年表／平成29年、平成30年北九州市の人口（町別）及び平成31年北九州市の人口（町別）の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月15日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成31年4月1日から同年6月30日まで

## 北九州市公告第201号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年4月15日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

- (1) 特定役務の名称及び数量  
北九州市本庁舎他1箇所電力供給 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所本庁舎  
北九州市小倉北区大手町1番1号  
北九州市小倉北区役所庁舎
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業の登録を受けている者であること。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話０９３－５８２－２５４５）に本入札に参加を希望する旨を伝えた上で、平成３１年５月８日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内１番１号  
北九州市総務局総務部総務課

イ 日時 公告の日から平成３１年５月２７日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに同月１日を除く。）の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時３０分まで並びに平成３１年５月２８日の午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後２時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

##### (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内１番１号  
北九州市役所本庁舎地下２階第２入札室

イ 日時 平成３１年５月２３日午前１０時

##### (4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成３１年５月８日午後５時までに競争参加の申出書を北九州市総務局総務部総務課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第１号アの場所に書留郵便により、平成３１年５月８日午後５時まで必着のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第１号アの場所に書留郵便により、平成３１年５月２７日午後５時までに必着のこと。

##### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第３号アの場所

イ 日時 平成３１年５月２８日午後２時

#### 5 その他

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務局総務部総務課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話 093-582-2013

6 Summary

(1) The contract item up for tender:

Power supply to Kitakyushu City Hall and Kokurakita Ward Office.

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m. May 28, 2019

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m. May 27, 2019

(4) For further information, please contact:

General Affairs Division, General Affairs Department,

General Affairs Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第202号

福岡県知事から次の北九州広域都市計画道路事業の事業計画の認可及び変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項及び同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九州市建築都市局折尾総合整備事務所工事課において公衆の縦覧に供する。

平成31年4月15日

北九州市長 北 橋 健 治

7・5・44－50号JR九州鹿児島本線側道2号線

3・4・44－198号日吉台光明線

北九州市公告第 203 号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成 31 年福岡県告示第 305 号）があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 31 年 4 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類  
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
7・5・44－50号JR九州鹿児島本線側道2号線	北九州市八幡西区北鷹見町地内

- 3 施行者の名称  
北九州市
- 4 事務所の所在地  
北九州市八幡西区北鷹見町13番10号オリオンプラザ2階  
なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第 204 号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示（平成 31 年福岡県告示第 306 号）があったので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定により次のとおり公告する。

平成 31 年 4 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類  
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名称	所在
3・4・44－198号日吉台光明線	北九州市八幡西区西折尾町、日吉台一丁目及び折尾五丁目地内

- 3 施行者の名称  
北九州市

- 4 事務所の所在地

北九州市八幡西区北鷹見町 13 番 10 号オリオンプラザ 2 階

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

## 北九州市公告第206号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年4月15日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 売り払う物件

物件番号1

- (1) 所在地 門司区大字猿喰1462番36
- (2) 公簿地目 雑種地
- (3) 実測面積 2万2,594.39平方メートル
- (4) 最低売却価格 8,820万円

### 2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成31年6月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに同年5月1日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### 3 入札実施要領を交付する場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

公告日から平成31年6月7日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### 4 入札参加申込みを受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

平成31年5月9日及び同月10日のそれぞれ午前9時から午後5時まで

来庁日時については、あらかじめ北九州市財政局財務部財産活用推進課に電話で連絡し調整すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 平成31年6月7日 午前10時

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市役所地下2階第5入札室

6 入札保証金

(1) 入札価格の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

7 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

(1) 北九州市（以下「本市」という。）が行う市有地売払いに関し、アからオまでの事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

オ 前回の市有地売払い以前の落札者又は当選者（補欠者が繰上げにより当選者となった場合を含む。）で契約の締結又は代金の納入に至らなかった者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者

に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

## 8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

## 9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、本市は補償の責めを負わない。

## 10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

平成31年7月8日から同年12月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに同年10月22日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

## 11 契約の締結

この入札に係る契約は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により北九州市議会（以下「市議会」という。）の議決に付さなければならない不動産の売払いであるため、落札の決定後、仮契約書により仮契約を締結し、本契約は市議会の可決の日をもって成立するものとする。この入札の

落札者は、落札決定の日から本市が指定する日までに、仮契約を締結しなければならない。

なお、市議会で否決された場合は、本契約を締結しない。この場合、本市は本契約が成立しないことによる補償は行わない。

1 2 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

北九州市公告第207号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

平成31年4月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市プレミアム付商品券事業業務
- (2) 業務内容 北九州市プレミアム付商品券に係る一切の業務
- (3) 契約期間 契約締結日から平成32年3月31日まで

2 参加資格

- (1) 単独企業 次の要件を満たす者であること。
  - ア 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されている者又は平成31年3月31日までに物品等供給契約入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）審査申請を行い、契約締結日までに入札参加資格を得る予定の者であること。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当している者でないこと。
  - ウ 北九州市から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者でないこと（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
  - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者でないこと（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）。
  - カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者でないこと。
  - キ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の命令がなされた者でないこと。
  - ク 手形交換所による取引停止処分を受けている者でないこと。
  - ケ 国税及び本店所在地の市町村税を滞納していない者であること。
  - コ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
  - サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 共同企業体 次の要件を満たす者であること。

ア 各構成員が、前号イからサまでに掲げる要件を満たしている者であること。

イ 共同企業体の代表者が、前号アの要件を満たしている者であること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。

オ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次に掲げる事項を定めた共同企業体に係る協定書(以下「協定書」という。)を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 出資を伴う場合の構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後の瑕疵担保責任

(サ) 取引金融機関

(シ) その他必要な事項

3 企画提案書の提出者を選定するための審査基準

前項の参加資格の適合可否

4 受託候補者を選定するための審査基準

(1) 企画提案書等の内容

(2) ヒアリングでの対応

5 手続等

(1) 担当部局

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

電話 093-582-2050

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

なお、説明書は、北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課のホームページに掲載する。

イ 交付期間 公告の日から平成31年4月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 交付方法 無償で交付する。

(3) 参加表明書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 公告の日から平成31年4月26日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

(4) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 企画提案書の提出者として選定された通知を受けた日から平成31年5月17日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。